平成２４年（家）第１５３号
本籍福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧2428番地23、最後の住所本籍に同じ
不在者　笠間長太郎
昭和３年９月11日生
平成25年11月22日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所直方支部裁判所書記官

平成２５年（家）第４号
本籍鹿児島県姶良市加治木町木田2397番地、最後の住所不明
不在者　杤山　順子
昭和20年９月１日生
平成25年11月21日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所直方支部裁判所書記官

平成２５年（家）第１２０号
本籍長崎県雲仙市小浜町南本町1811番地、最後の住所長崎県南高来郡小浜町南本町1811番地
不在者　金澤　久子
昭和26年４月22日生
平成25年11月21日失踪宣告審判確定
長崎家庭裁判所島原支部裁判所書記官

平成２４年（家）第８２６９号
本籍鹿児島県鹿児島市城南町10番地８、最後の住所奈良県以下不詳
不在者　北原ヨシ子
大正12年１月29日生
平成25年11月20日失踪宣告審判確定
宮崎家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２５年（へ）第１号
旭川市東６条７丁目１番17号
申立人　株式会社篠原商事
代表者代表取締役　篠原　正博
申立人代理人弁護士　髙木　常光
権利を争う旨の申述の終期　平成25年11月22日
平成25年11月25日　留萌簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＨＡ14116
金額　601,383円
支払期日　平成25年８月31日
支払地　北海道苫前郡羽幌町
支払場所　留萌信用金庫羽幌支店
振出日　平成25年５月29日
振出地　北海道苫前郡羽幌町
振出人　有限会社妙島機械店　代表取締役　妙島　則弘
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第５号
三重県四日市市楠町吉崎１番地
申立人　平和コンクリート工業株式会社
代表者代表取締役　南川洋士雄
権利を争う旨の申述の終期　平成25年11月22日
平成25年11月25日　島田簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　５通
⑴手形番号　ＡＡ22175
金額　904,000円
支払期日　平成25年８月31日
支払地　静岡県藤枝市
支払場所　株式会社清水銀行藤枝支店
振出日　平成25年４月22日
振出地　静岡県藤枝市
振出人　株式会社エクノスワタナベ　代表取締役社長　渡辺　哲朗
受取人　トクコン株式会社
裏書人　トクコン株式会社　代表取締役　衣笠　仁浩
被裏書人　白地
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＡＢ005135
金額　10,000,000円
支払期日　平成25年８月31日
支払地　静岡県榛原郡吉田町
支払場所　島田信用金庫神戸支店
振出日　平成25年４月30日
振出地　静岡県榛原郡吉田町
振出人　株式会社常宏　代表取締役　皆川　明
受取人　静岡県コンクリート製品協同組合
裏書人　静岡県コンクリート製品協同組合　理事長　野口　和美
被裏書人　白地
最終所持人　申立人
⑶手形番号　ＡＢ005136
金額　5,000,000円
⑷手形番号　ＡＢ005137
金額　190,000円
⑶⑷の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、裏書人、被裏書人、最終所持人は⑵の記載に同じ
⑸手形番号　ＡＢ005148
金額　2,870,000円
受取人　申立人
⑸の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、最終所持人は⑵の記載に同じ

平成２５年（へ）第３号
大阪府枚方市長尾家具町２丁目５番５号
申立人　株式会社グランツ
代表者代表取締役　柳澤　謙次
申立人代理人弁護士　伊加井義弘
同　野村　正義
権利を争う旨の申述の終期　平成25年11月25日
平成25年11月26日　豊田簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　ＹＡ200779
金額　2,905,867円
支払期日　平成22年４月20日
支払地　豊田市
支払場所　岡崎信用金庫豊田南支店
振出日　平成22年１月20日
振出地　豊田市下林町２丁目65番地
振出人　株式会社タキソウ　代表取締役　滝川　喜久二
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＹＡ200801
金額　1,169,531円
支払期日　平成22年５月20日
振出日　平成22年２月20日
⑶手形番号　ＹＡ200821
金額　1,205,957円
支払期日　平成22年６月20日
振出日　平成22年３月20日
⑵及び⑶の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

破産手続における包括的禁止命令

平成２５年（フ）第１２７００号
静岡県掛川市原里110
債務者　加茂　元照
主文　すべての債権者は、本件破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年11月25日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１２８６１号
東京都中野区中野１丁目52番５号
債務者　五十嵐通信有限会社
代表者代表取締役　五十嵐　弘
１　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佃　　克彦
４　破産債権の届出期間　平成25年12月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５３号
茨城県稲敷市浮島4344番地
債務者　有限会社黒田食品
代表者代表取締役　黒田　勝己
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白岩　大樹
４　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月21日午前10時30分
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係